

特集

『闇の子どもたち』と、 子どもに対する暴力

甲斐田万智子 特定非営利活動法人 国際子ども権利センター代表理事

反響をよんだ映画『闇の子供たち』

今年の8月から劇場公開されている映画『闇の子供たち』（阪本順治監督・ゴーシネマ配給）が反響をよんでいる。子どもの人身売買、性的搾取、臓器売買をテーマにした映画だ。

多くの映画館で満席・立ち見となり、上映される劇場の数は増え、その期間も延長されている。国際子ども権利センターで8月末に『闇の子供たち』を観た人の参加型の座談会を開いたところ、多くの参加があり、以下のようなメッセージが寄せられた。

「このような重いテーマを一人だけで悩んで苦しい思いをしなくていい、こうして人と話し合い、みんなでできることを考えていくことが大切である」ということを学びました」

「すべての子どもに幸せを求める権利がある。絶望から子どもを救うのは大人の責務だ。幼児売春の根絶！」

「世界の子供たちの心と体を守りたい。無知はこわい。知ることから始めたい。世界の見方が変わるから」

実在する子ども買春・子どもボルノ

映画の原作は堀石日（ヤンソギル）さんの同名小説（幻冬舎、2004年）

で、タイやビルマの貧しい家庭の子どもたちが買春宿に密売され、外国人旅行者たちからの性的虐待を受けるようすを描いている。日本人旅行者が幼い少女を自ら性的虐待する様子をビデオ撮影する生々しい場面もある。客からH

I-Vに感染しゴミ袋に入れられ捨てられる少女や、成人女性とセックスができるように旅行客からホルモン剤を多量投与され命を落とす少年も映し出さ



子どもの人身売買をなくすために劇を演じる高校生。買春宿で客を装つた警官に助けを求める場面。



子どもの性的搾取の図

れる。

原作や映画に描かれた内容のすべてが現実を反映しているわけではないが、少なくともここで描かれているような子ども買春・子どもボルノ、性的目的の子どもの人身売買については、現在も世界のさまざまな場所で実際に起きている。この原作の取材には日本のNGOのタイ駐在員が協力したそうだが、現在では、ビルマ国内で子ども買春が行われており、日本のテレビ番組製作チームによって日本人が子どもを買おうとする現場が撮影されている。ネットで検索すると、日本人が18歳未満の少女たちをタイやカンボジアで買春に行っていることが推測されるブログを目にできる。「カンボジアに少女買春の旅行に行ってきた」というタイトルでブログにその様子を書き込んだものもある（2007年8月）。日本人がかわっているとは思いたくないが、カンボジアで5歳の女の子が買春宿で救出されたと聞いたことも一度だけではない。

国連の調査によると180万人の子どもたち（18歳未満）が子ども買春、

子どもボルノの被害に遭っており、年間120万の子どもたちが人身売買の被害に遭っていると推定されている。これらの子どもたちは毎年、誘拐されたり、騙されたり、強制的に性産業に送り込まれ、身体的な暴力だけではなく、精神的な暴力にさらされている。なぜ多くの子どもたちが被害となる人身売買が急速に広がったのか。その大きな原因の一つは、人身売買が年間約100億ドルという莫大な利益をもたらす巨大産業だからである。その利益によつて多額の賄賂を支払うことが可能となるため、加害者を逮捕・訴追することが非常に難しくなっている。

また、インターネット、携帯電話および電子ゲームなど情報技術の進歩によって新たな形態の子どもの性的搾取も増えている。1989年に国連で採

ルノによって被害に遭った子どもたちは一生その恐怖と屈辱から逃れられず、「心をすたずたにする残酷な凶器である」と訴えている。

問題は、こうした子どもボルノを取り締まるにあたり、日本では単純所持がまだ法律で禁止されていないことである。単純所持を禁止していない国は、G8の中ではロシアと日本のみである。今年9月インターネット上の子どもボルノを根絶するため、欧米・東南アジア・南米など74か国の検査機関が国際刑事警察機構（ICPO）を中心に連携し、ファイル交換ソフトを利用し約60か国から「子どもボルノ動画の流出元」と指摘された日本人がいたというが、日本発の子どもボルノが世界中に配信されていることを示している。

通報制度と子どもボルノの規制強化

2006年から警察庁の委託を受けて、こうした違法・有害サイトに対処しているのがインターネットホットラインセンター^{*3}である。2008年上半期にこのセンターが受け付けた通報のうち違法情報は6139件で、そのうち子どもボルノは836件だった。センターでは、これらについてプロバイダーへ削除依頼をしたり、警察庁へ通報したりしている。センターは海外ホットラインとも連携しており、子どもボルノサイトに関する海外ホットラインからは51件の通報を受け、海外ホットラインへは206件の通報を行っている。最近では、大手プロバイダーが15歳未満の児童のビキニやレオタードなどの際どい衣装で写っている画像を提供してしたり、7歳や8歳の子どもたちが出演し、明らかに性的目的と思われる動画がDVD販売店でアダルトビデオと一緒に売られているが、この問題にどのように対応し子ども権利を守っていくかが課題となっている。

また、法律では禁止されていないが、子どもボルノコミックの問題も急速に日本から世界へ広がっている。欧米各国では法律等で禁じられている子どもへの性的虐待を描いたアニメ・漫画やゲームソフトが日本で堂々と販売されているだけでなく、海外でも販売されている。娘の通うパンコクのインターネットスクールでは、「HENTAI（変態）」という言葉でネット検索すれば、日本のボルノコミック（子どもボルノ含む）が見られるなどを同級生の多くが知っているという。

このように子どもを性的虐待する画像を目にしてしまった子どもは、「あなたたちは守られているよ」というメッセージではなく、子どもは大人に性的対象とみなされるというメッセージを受け取ってしまっているのではない

だろうか。こうしたサイトを見た子どもの中には「これでもおとなを信用しろというのか」と発言した子どももいる。

多くの先進国では、性目的で子どもの性的虐待を描いたアニメ・漫画・ゲームソフトなども、「子どもの性的虐待」を社会的に容認することにつながる方向で法律の整備が進められている。また、カナダでは2005年、米国でも2006年に、日本製の子どもボルノマンガ・アニメの所持に対する有罪判決が出ている。

- *3 インターネットホットラインセンター・違法・有害サイトを通報できる。
<http://www.internethotline.jp/>
- *4 日本ユニセフ協会「なくそう！子どもボルノ」
<http://www.unicef.or.jp/special/0705/>

子どもへのあらゆる暴力に「NO」

私たち市民がこの問題に取り組むときに指針となる文書がいくつもあるが、特に注目したいのが、2006年11月に国連が発表した「子どもに対する暴力に関する調査報告書」である。報告書は、子どもが性的暴力を受けた結果、性産業で働くをえなくなることを指摘するなど、子どもに対するさまざまな暴力を明らかにし、重要な提言を行っている。

この報告書のフォローアップについてもブラジル会議で話し合われるが、ブラジル会議に向けて提出されたある文書は、体罰と性的搾取の関係について以下のように述べている。

「体罰が禁止されていない社会では、そのことが、子どもは人間以下であり、モノあるいは所有物とみなされ、子どもが置かれている地位の低さを示している。この地位の低さのために子どもは性の商品として扱われてしまうのである。体罰を禁止することが、すべての暴力から子どもを守り、子どもは人間としての尊厳を尊重される権利を有することを示し、それは、子どもの性的搾取を根絶する戦略の必要不可欠な要素となるのである」

子どもの性的搾取をなくすカギのひとつは、子どもに対するあらゆる暴力にノー！ということなのかもしれない。ブラジル会議で世界の市民グループや子どもたちがどのように廃絶への道を議論したか、別の機会に報告したい。

- 参考・推薦文献
国際子ども権利センター「横浜会議報告書「子ども買春・子どもボルノにNO！」（2002）
（国際子ども権利センター「誰にもうばえない子どもの権利」（2002）
国際子ども権利センター「カンボジアの子どもの人身売買とその取り組み」（2006）
ソマリ・ママ「幼い娼婦だった私」（文藝春秋社、2006）
マリー・フランス・ボツツ「子どものねだん・パンコク児童売春地獄の四年間」（社会評論社、1997／02）
長谷川まり子「少女売買」（光文社、2007）
中島早苗ほか「フィリピンの少女ビア」（大月書店、2006）
DVD「国際子ども権利センター「カンボジアのダメスティックバイオレンスと子ども女性の人身売買」（2007）